

- 5 疾病その他特別の理由により修学することが適当ではないとみとめられる者については、学長は休学を命ずることができる。

(復 学)

第 27 条 休学の事由が消滅した場合は、復学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(留 学)

第 28 条 外国の短期大学又は大学で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 6 条に定める在学期間を含めることができる。

3 第 20 条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(願い出による退学)

第 29 条 疾病その他特別の理由により退学しようとするものは、所定の手続きにより学長の許可を得なければならない。

(除 籍)

第 30 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第 6 条に定める在学期間を越えた者
- (2) 第 26 条に定める休学の期間を越えてもなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 31 条 本学を卒業するためには、本学の基本理念中のディプロマポリシーに基づき、学生は第 3 条に規定する修業年限以上在学し、第 15 条で定める所定の単位を修得し、学修成果を身につけなければならない。

(卒 業)

第 32 条 前条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。